

平成 26 年度 第 3 回中区協議会

事前配付資料

【答申事項】

ア なかよし館の廃止（転用）について

【協議事項】

ア 子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編の考え方について

イ 浜松城公園都市計画決定（変更）について

ウ 平成 25 年度中区地域力向上事業の事後評価について

平成 26 年 6 月 25 日開催

中区協議会

第11号様式

諮問事項に対する答申書（案）

中区協議会

件名	なかよし館の廃止（転用）について
諮問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末をもって、小学校敷地内にあるなかよし館12館は放課後児童会へ転用をする。 ・敷地外にある2館（広沢なかよし館、遠州浜なかよし館）は引き続き乳幼児とその保護者の交流の場として、子育て支援事業を展開していく。 ・なかよし館利用者へ転用について周知を行う。 ・地域子育て支援拠点事業のなかで、子育て支援ひろばの出張ひろばについて開催場所など配慮し、代替について周知や案内をしていく。
答申	<p>諮問事項については、了承します。 ただし、その実施にあたっては、次の事項を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現在なかよし館を利用している方々を始めとした在宅で子育てしている人たちに、子育て支援ひろばや保育園親子ひろば等の子育て支援策をよく周知すること。 ② 次代を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、市民のニーズの把握をする中で、子育て支援策の充実に努めること。 ③ それぞれの施設の転用については、その施設の利用者に限らず、設置されている地域を始め、広く市民に周知すること。
備考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編の考え方について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に伴い、今年度「(仮称)浜松市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。 ・ 今後は、保護者の幼稚園ニーズを踏まえ、幼児期の学校教育・保育の供給が需要を大きく上回る地域では、市立幼稚園の再編(閉園)が必要である。 ・ 閉園を計画する市立幼稚園の条件については、私立幼稚園等を含めた地域の教育・保育環境を踏まえ、幼児を近隣の幼稚園等で受け入れられる見込みがあることを前提として検討してきた。 ・ 今後は、新制度に基づく質の高い幼児期の学校教育・保育の提供と、教育・保育サービスを総合的に提供していく環境づくりを推進していく必要がある。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度からは、市立幼稚園(63園)を「施設型給付を受ける幼稚園」としていく。 ・ 地域における幼児期の学校教育・保育環境(私立幼稚園や保育所等の存在)、施設の状況等を総合的に勘案した上で、閉園を計画していく園の条件等を整理した。 … 別添資料のとおり ・ また、各区における幼児期の学校教育・保育の拠点として位置付ける市立幼稚園については、平成30年度を目途に3～5歳児を対象とする「認定こども園」への移行を進めていく。
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉園を計画する園については、7月の区協議会に諮問事項として提案を予定する。
担当課	教育総務課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園再編の考え方について

平成 27 年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に伴い、浜松市立幼稚園を再編していくこととする。

1 新制度に伴う市立幼稚園の移行方針

民間に任せられることは民間に任せ、積極的に民間活力を導入していく。しかし、民間活力の導入が見込めない場合は、市が責任を持って運営していく。

2 平成 27 年度以降の市立幼稚園

各地域の幼児期の学校教育・保育の現状や今後の需給バランス等を踏まえ、市立幼稚園の閉園や認定こども園への移行等について、「（仮称）浜松市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」に反映させていく。

平成 27 年度からは、市立幼稚園（63 園）を「施設型給付を受ける幼稚園」としていく。ただし、次の条件に該当すると判断した場合、平成 29 年度末に向けて計画的に閉園を進めていく。

《閉園を計画する園の条件及びその理由》

閉園した場合でも、幼児を近隣の幼稚園等で受け入れられる見込みがある。

条件 1：同一小学校区内に市立幼稚園が 2 園ある。

地域における幼児期の学校教育・保育の供給が需要を大きく上回ると判断し、1 園の閉園を計画する。

条件 2：園児や保護者にとって、幼児期の教育環境の向上が見込まれる園が近隣にある。

私立幼稚園等を含め、近隣の園に入園することにより、集団の中で多様な教育活動が展開され、保育サービスの充実等が期待できる場合、閉園を計画する。

条件 1、2 のいずれかに該当する場合、施設が老朽化している、借地がある、保育室数が少ない、遊戯室がないなどの施設の状況を総合的に勘案した上で、閉園を計画する。

閉園の条件に該当しない市立幼稚園についても、私立幼稚園等の新制度への移行や市立幼稚園への保育ニーズ等を踏まえながら、引き続き市立幼稚園の閉園を検討していく。

また、北区（引佐町北部）及び天竜区などは、私立幼稚園や保育所が少なく、遠距離通園等の地域事情も考慮していく。

なお、存続する園については、保護者の保育ニーズや近隣の私立幼稚園等の動向を踏まえながら、平成 30 年度を目途に **3～5 歳児を対象とする「認定こども園」への移行**を検討する。

市立幼稚園から移行する「市立認定こども園」を各区の拠点園として位置付け、区における保育ニーズ等に対する補完的役割を担うとともに、民間の幼稚園等との連携・協力を図り、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めていく。

3 平成 27 年度に向けた変更

保育料等

新制度施行により市立幼稚園の保育料は、平成 27 年度からは所得に応じた「応能負担」とする。

通園方法

平成 27 年度からの市立幼稚園への通園方法については、保護者との徒歩による通園や自家用車による送迎など、保護者の責任による個別送迎を原則とする。

（参考）今後の取り組み・課題

定員充足率や施設の状況等を踏まえ、教育環境の整備の観点から、学級編制や定員を見直すことも検討する。

存続する園については、駐車場の確保等、課題となる点を今後検討する。また、人材育成（保育士資格取得）、人事交流等に努める。認定こども園に移行する園については、平成 30 年度からの保育業務に必要な人員体制を整える。幼稚園として存続する園については、預かり保育の実施を検討する。

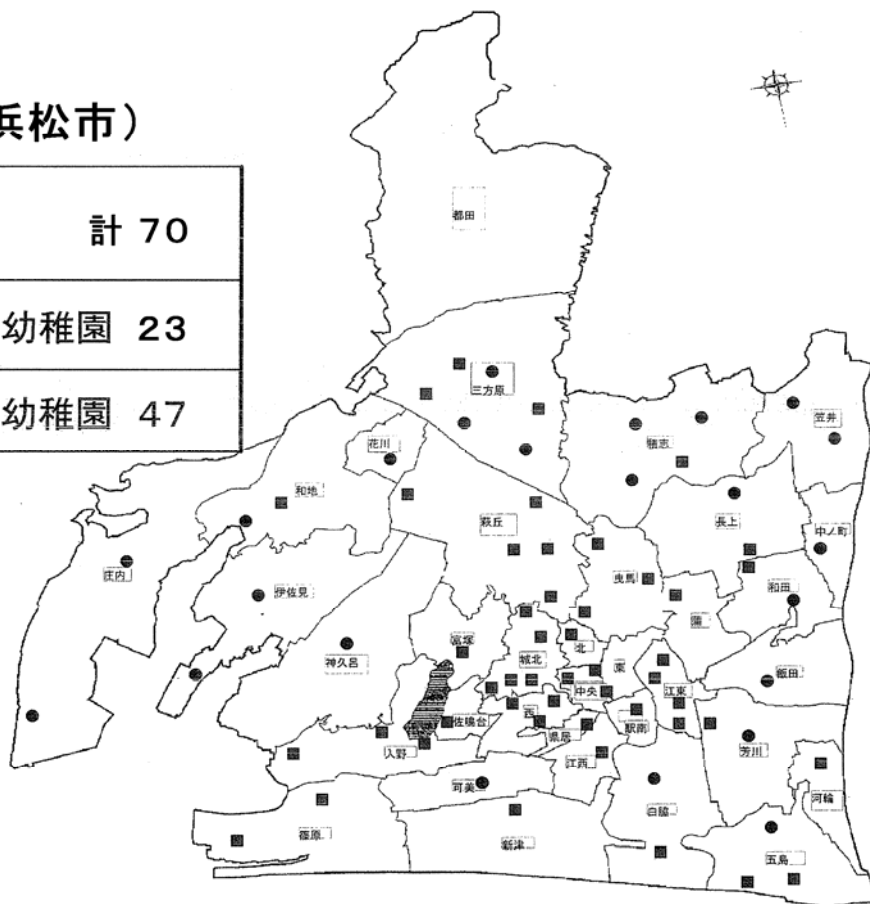
子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

	位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可)	財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定子ども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 <p>※新制度において、認可・指導監督等の一本化、給付の共通化を行うことにより、幼保連携型認定子ども園の二重行政を解消 ※認可等の際、都道府県は実施主体である市町村との協議を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者：「保育時間」に対応する「施設型給付」※² ○その他の利用者：「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等) ※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 * 「正当な理由」がある場合を除く ○利用者負担は応能負担 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) : 学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) : 保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、市町村が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成 (特別補助等) ※³
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成 (一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。
 ※² 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。
 ※³ 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

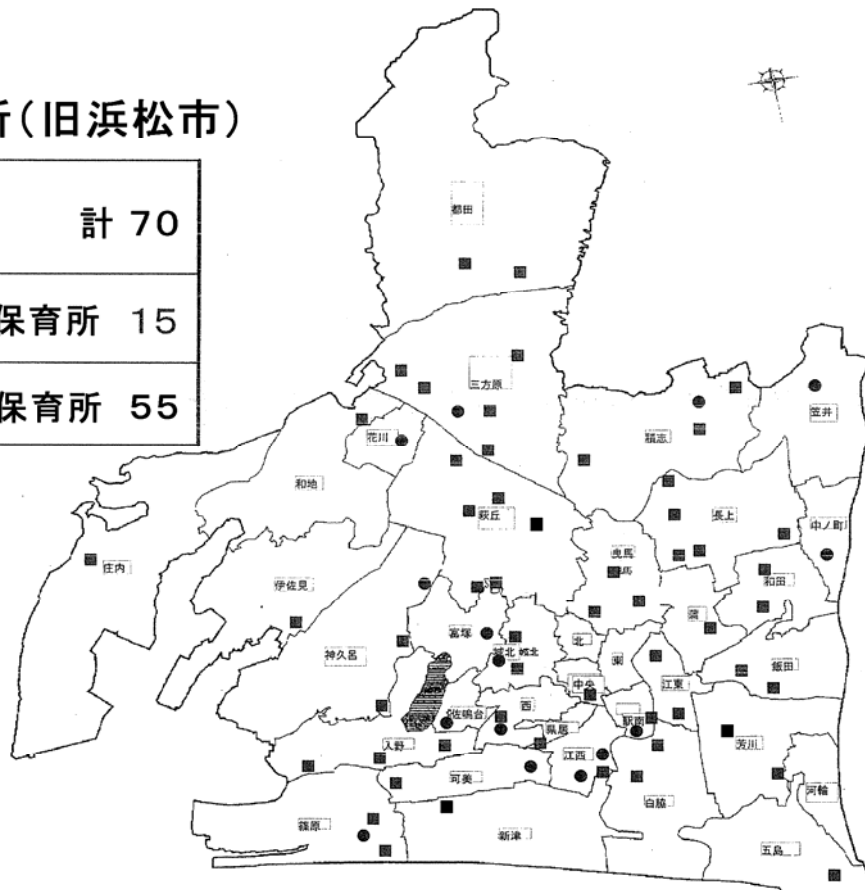
幼稚園(旧浜松市)

凡例	計 70
●	市立幼稚園 23
■	私立幼稚園 47



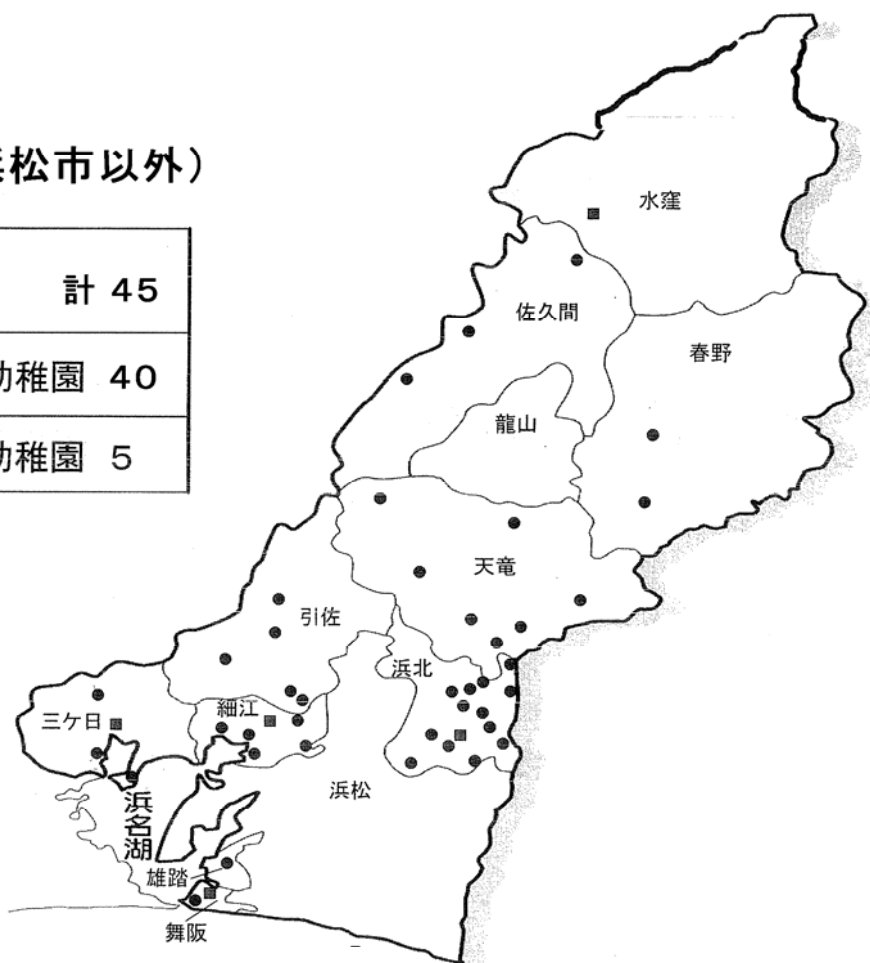
認可保育所(旧浜松市)

凡例	計 70
●	市立保育所 15
■	私立保育所 55



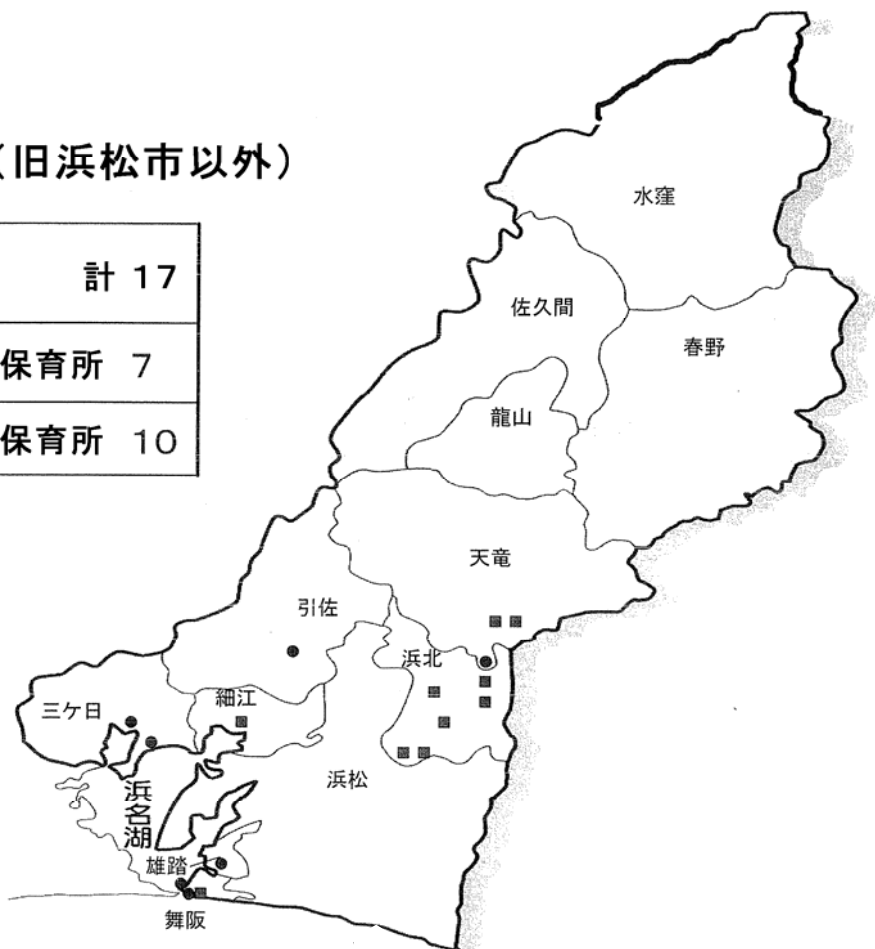
幼稚園(旧浜松市以外)

凡例	計 45
●	市立幼稚園 40
■	私立幼稚園 5



認可保育所(旧浜松市以外)

凡例	計 17
●	市立保育所 7
■	私立保育所 10



参考

平成26年度 保育園・幼稚園一覧：204園（休園除く）

	市立保育園：22園			民間保育園：67園			市立幼稚園：63園			私立幼稚園：52園		
	園No.	施設名	町名	園No.	施設名	町名	園No.	施設名	町名	園No.	施設名	町名
<中区>	01	南保育園	浅田町	31	ロイコスプレスクール	城北二丁目	8	花川幼稚園	花川町	31	浜松中央幼稚園	尾張町
市立保育園 8園	02	鴨江保育園	鴨江二丁目	32	瑞雲保育園	佐藤二丁目				33	中沢幼稚園	中沢町
民間保育園 19園	04	花川保育園	西丘町	34	こぼと保育園	高林四丁目				34	萩丘幼稚園	泉二丁目
市立幼稚園 1園	11	江西保育園	神田町	35	天使園子どもの家	成子町				35	鴨江幼稚園	鴨江町
私立幼稚園 28園	12	権現谷保育園	富塚町	37	愛恵保育園	鴨江三丁目				36	成子幼稚園	成子町
計 56園	13	佐鳴台保育園	佐鳴台三丁目	38	ヘリオスプレスクール	法枝町				39	富塚幼稚園	富塚町
	14	寺島保育園	寺島町	41	すみよし保育園	小豆餅四丁目				40	佐藤幼稚園	佐藤三丁目
	15	西保育園	布橋二丁目	42	ルンビニープレスクール	北寺島町				41	ひくま幼稚園	助信町
				46	天林寺保育園	下池川町				42	相生幼稚園	相生町
				51	なかよし第2保育園	領家三丁目				43	普濟寺幼稚園	広沢一丁目
				53	たんぽぽ保育園	上島二丁目				44	蛸塚幼稚園	蛸塚一丁目
				56	住吉第二保育園	住吉一丁目				45	あけぼの幼稚園	城北二丁目
				59	曳馬保育園	曳馬四丁目				47	上島幼稚園	上島一丁目
				61	高丘保育園	高丘北二丁目				48	昭和幼稚園	向宿一丁目
				64	葵ヶ丘保育園	高丘東三丁目				49	早出幼稚園	早出町
				69	和合保育園	和合町				51	駅南幼稚園	寺島町
				72	なのはな保育園	中央三丁目				52	朝田幼稚園	法枝町
				73	遊歩の丘保育園	西丘町				53	城北幼稚園	文丘町
				92	れんげ保育園	和合北一丁目				56	日本文教幼稚園	常盤町
										57	青葉幼稚園	栄町
										58	浜松葵幼稚園	幸四丁目
										59	浜松学院大学付属幼稚園	住吉一丁目
										60	緑ヶ丘幼稚園	東伊場一丁目
										61	松城幼稚園	鹿谷町
										69	浜松海の星幼稚園	蛸塚三丁目
										73	追分幼稚園	葵東二丁目
										80	佐鳴台幼稚園	佐鳴台二丁目
										81	平成幼稚園	高丘北三丁目
<東区>	03	中ノ町保育園	中野町	40	ルミーナプレスクール	和田町	2	和田幼稚園	薬師町	50	蒲幼稚園	神立町
市立保育園 3園	06	積志保育園	有玉北町	47	ひかりの子保育園	天王町	3	与進幼稚園	市野町	70	海の星翼の宮幼稚園	大瀬町
民間保育園 12園	08	笠井保育園	笠井町	48	いずみ保育園	小池町	4	豊西幼稚園	豊西町	74	篠ヶ瀬幼稚園	篠ヶ瀬町
市立幼稚園 8園				49	若宮保育園	大瀬町	5	笠井幼稚園	笠井町	75	天王幼稚園	天王町
私立幼稚園 4園				58	みどり保育園	有玉西町	6	中ノ町幼稚園	中野町			
計 27園				62	浜松東保育園	篠ヶ瀬町	16	万斛幼稚園	中郡町			
				63	蒲保育園	大蒲町	17	有玉幼稚園	有玉南町			
				71	浜っ子保育園	松小池町	18	橋爪幼稚園	西ヶ崎町			
				74	どんぐり保育園	中郡町						
				89	市野与進保育園	市野町						
				90	ながかみ保育園	中田町						
				94	まるづか保育園	丸塚町						
<南区>	05	神田原保育園	西山町	33	和光保育園	和光町	14	神久呂幼稚園	神ヶ谷町	63	入野幼稚園	入野町
市立保育園 5園	10	篠原保育園	篠原町	50	生命の樹保育園	神ヶ谷町	19	伊佐見幼稚園	伊左地町	64	さなる幼稚園	大平台四丁目
民間保育園 11園	18	舞阪第1保育園	舞阪町弁天島	52	わかかさ保育園	入野町	20	古人見幼稚園	古人見町	65	花園幼稚園	篠原町
市立幼稚園 8園	19	舞阪第2保育園	舞阪町舞阪	55	入野保育園	入野町	21	和地幼稚園	和地町	66	春日幼稚園	馬郡町
私立幼稚園 7園	20	雄踏保育園	雄踏町宇布見	57	瞳ヶ丘保育園	大人見町	22	北庄内幼稚園	館山寺町	67	志都呂幼稚園	志都呂町
計 31園				65	館山寺保育園	館山寺町	24	村櫛幼稚園	村櫛町	72	湖東幼稚園	湖東町
				66	ちゅうりっぷ保育園	篠原町	26	舞阪幼稚園	舞阪町舞阪	77	浜名幼稚園	舞阪町浜田
				68	大平台わかかさ保育園	神ヶ谷町	27	雄踏幼稚園	雄踏町宇布見			
				83	順愛保育園	舞阪町舞阪						
				87	さざんか保育園	篠原町						
				88	志都呂保育園	志都呂一丁目						

<南区> 市立保育園 1園 民間保育園 8園 市立幼稚園 5園 私立幼稚園 6園 計 20園	16	可美保育園	若林町	43	なかよし保育園	三島町	1	南の星幼稚園	西島町	38	赤門幼稚園	新橋町
				44	エオスプレスクール	遠州浜四丁目	7	芳川幼稚園	芳川町	46	河輪幼稚園	東町
				60	太陽保育園	飯田町	12	白脇幼稚園	寺脇町	62	平和幼稚園	三島町
				67	ハロー保育園	下江町	13	飯田幼稚園	飯田町	68	あすなる幼稚園	遠州浜一丁目
				70	太陽第二保育園	白羽町	25	可美幼稚園	増楽町	71	美波幼稚園	大柳町
				86	たかつか光保育園	高塚町				G2	ずだじこども園	恩地町
				91	はあもこい保育園	三和町						
			G2	ずだじこども園	恩地町							
<北区> 市立保育園 4園 民間保育園 8園 市立幼稚園 16園 私立幼稚園 5園 計 33園	07	三方原保育園	東三方町	36	わかば保育園	根洗町	9	豊岡幼稚園	豊岡町	55	百花幼稚園	根洗町
	21	引佐保育園	引佐町井伊谷	39	都田保育園	都田町	10	三方原幼稚園	三方原町	76	旭ヶ丘幼稚園	初生町
	22	三ヶ日保育園	三ヶ日町三ヶ日	45	桜ヶ丘保育園	都田町	11	初生幼稚園	初生町	78	気賀幼稚園	細江町気賀
	23	都筑保育園	三ヶ日町都筑	54	初生保育園	東三方町	59	西気賀幼稚園	細江町気賀	82	三松幼稚園	三ヶ日町三ヶ日
				75	ひまわり保育園	豊岡町	60	伊目幼稚園	細江町気賀	G1	クリスタファーこども園	三方原町
				84	細江保育園	細江町気賀	61	中川幼稚園	細江町中川			
				85	なごみ保育園	三方原町	62	中央幼稚園	細江町気賀			
				G1	クリスタファーこども園	三方原町	63	高台幼稚園	細江町中川			
							64	引佐幼稚園	神宮寺町			
							65	金指幼稚園	引佐町金指			
							66	奥山幼稚園	引佐町奥山			
							67	伊平幼稚園	引佐町伊平			
							69	引佐北部みさと幼稚園	引佐町田沢			
							72	尾奈幼稚園	三ヶ日町下尾奈			
						73	大崎幼稚園	三ヶ日町大崎				
						76	平山幼稚園	三ヶ日町平山				
<浜北区> 市立保育園 0園 民間保育園 7園 市立幼稚園 13園 私立幼稚園 1園 計 21園				76	こまつ保育園	小松	28	小松幼稚園	小松	79	北浜	浜北区貴布祢
				77	きぶね保育園	貴布祢	31	平口幼稚園	平口			
				78	しばもと保育園	於呂	32	北浜南幼稚園	寺島			
				79	しんぱら保育園	新原	33	北浜中央幼稚園	西美園			
				80	なかぜ保育園	中瀬	34	北浜北幼稚園	小林			
				93	きじの里保育園	染地台五丁目	35	北浜東幼稚園	善地			
				95	くすのき保育園	高畑	36	中瀬幼稚園	中瀬			
							37	上島幼稚園	上島			
							38	赤佐幼稚園	於呂			
							39	赤佐西幼稚園	於呂			
						40	宮口幼稚園	宮口				
						42	新原幼稚園	新原				
						77	内野幼稚園	内野				
<天竜区> 市立保育園 1園 民間保育園 2園 市立幼稚園 12園 私立幼稚園 1園 計 16園	17	鹿島保育園	二俣町鹿島	81	すぎのこ保育園	大谷	43	二俣幼稚園	二俣町二俣	83	水窪	水窪町奥領家
				82	やまびこ保育園	山東	44	光明幼稚園	山東			
							45	鏡山幼稚園	只来			
							46	竜川幼稚園	横山町			
							47	熊幼稚園	熊			
							48	上阿多古幼稚園	西藤平			
							49	下阿多古幼稚園	両島			
							50	犬居幼稚園	春野町堀之内			
							53	気田幼稚園	春野町気田			
							55	浦川幼稚園	佐久間町浦川			
						56	佐久間幼稚園	佐久間町半場				
						58	城西幼稚園	佐久間町奥領家				

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松城公園都市計画決定（変更）について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>本公園は、浜松市の中心部に位置し、昭和24年に都市計画決定し、その後も区域を拡大しながら整備を行ってきた。現在は、浜松城（天守閣）をシンボルとした総合公園として、都市部の貴重な緑地、市民の憩いの場となっており、観光の拠点としても重要な役割を担っている。</p> <p>こうした中、本市では、浜松城公園の歴史的魅力の向上と利用促進を図るため、隣接区域を公園区域として追加するものである。</p> <p>また、小中一貫校化に伴い調整が必要になった区域及び公園利用者よりも通学・通勤者の利用度が高い園路の一部を公園区域から削除する。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	<p>1. 区域変更概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園面積（変更前）約12.6ha→（変更後）約13.3ha 《内訳》 鹿谷駐車場敷地 約1.0ha 減（公園区域から削除） 中部中南敷地 約0.2ha 減（公園区域から削除） 歩道 約0.05ha 減（公園区域から削除） 元城小敷地 約1.7ha 増（公園区域へ編入） 南エントランスゾーン 約0.2ha 増（公園区域へ編入） <p>2. 都市計画決定変更までのスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月－地元説明会（中区自治連合会 等） ・平成26年7月中旬－市民説明会 ・平成26年9月上旬－公聴会 ・平成26年12月上旬－浜松市都市計画審議会 ・平成26年12月下旬－告示・縦覧 <p>●参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1：変更概要 資料2：スケジュール
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	公園課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松城公園都市計画決定（変更）について



浜松市
公園課

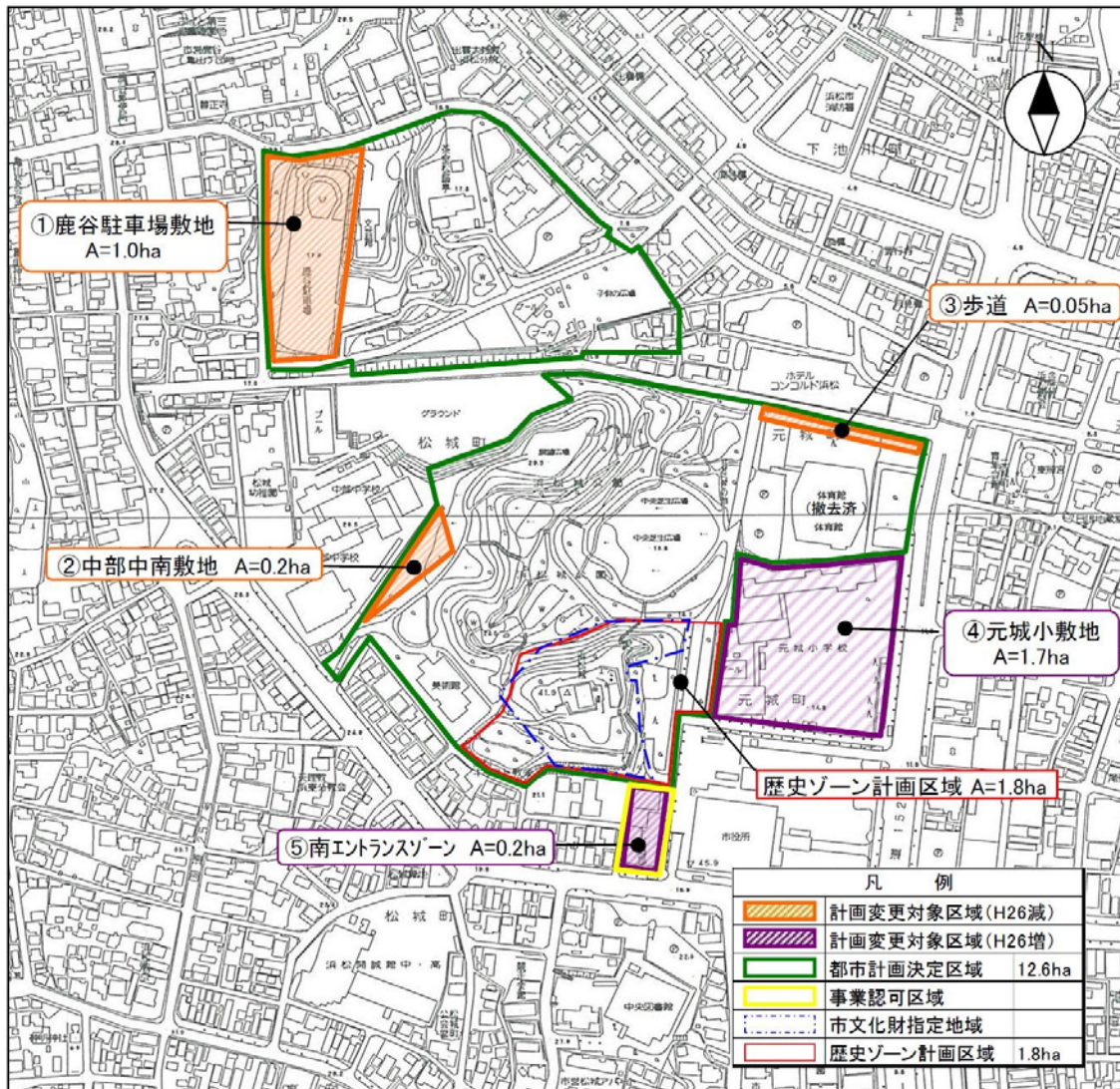
1. 都市計画決定（変更）の内容

資料 1

■現在の状況

位置：浜松市中区元城町、松城町、鹿谷町、下池川町地内
 公園種類種別：都市基幹公園（総合公園）
 都市計画決定：昭和24年2月3日告示（10.24ha）※当初
 全体計画面積：12.6ha（H25末開設済面積10.87ha）

■変更概要図



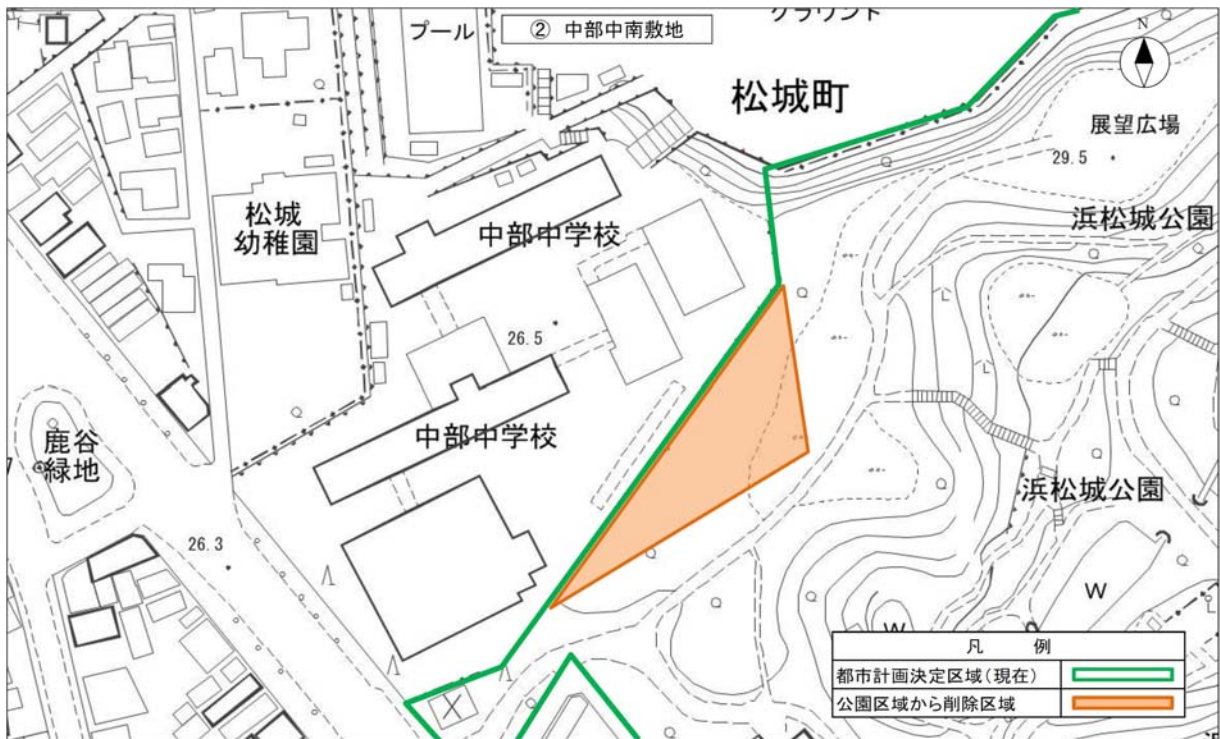
《内訳》

都市計画決定変更年度	平成26年度	備考
都市計画決定面積	12.6ha	変更前
【変更箇所】	面積の増減	
鹿谷駐車場敷地	-1.0ha	①
中部中南敷地	-0.2ha	②
歩道	-0.05ha	③
元城小敷地	1.7ha	④
南エントランスゾーン	0.2ha	⑤
計	0.65ha	
都市計画決定面積	13.3ha	変更後

全体計画面積 12.6ha ⇒ 13.3ha (0.7ha 増)



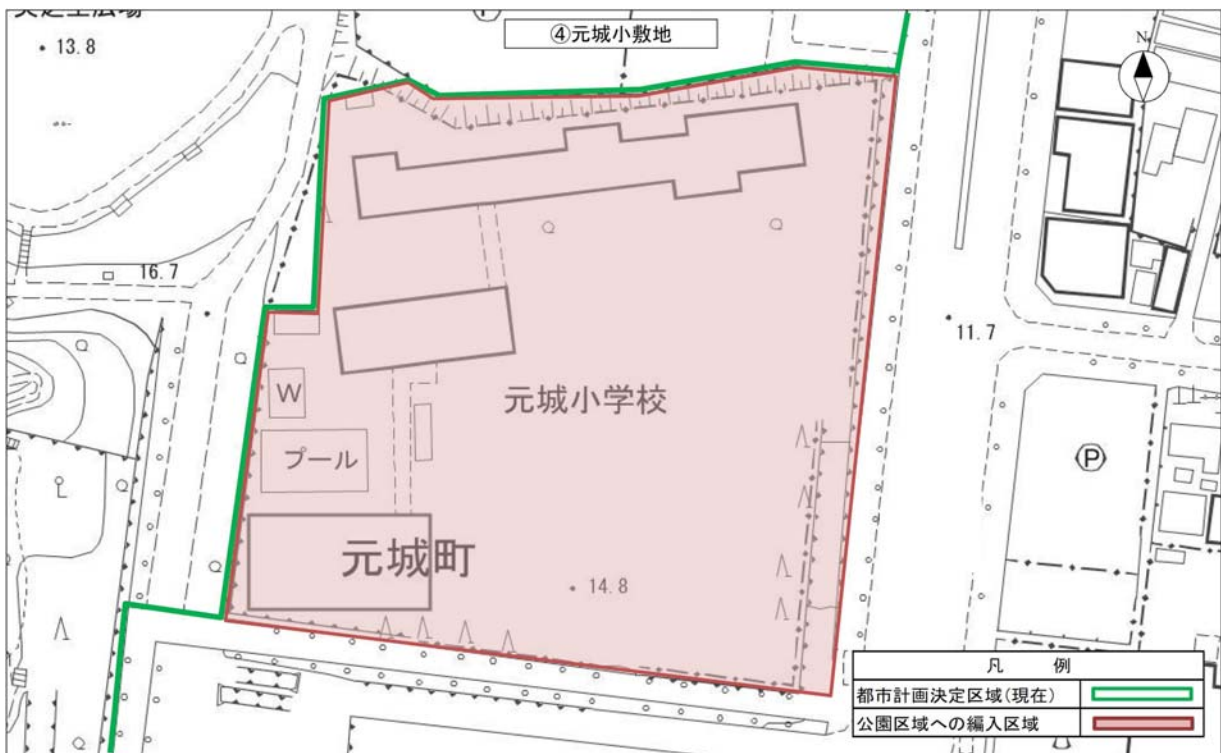
- ・小中一貫校化に伴い調整が必要になった区域を公園区域から削除します。
- ・駐車場は、体育館跡地へ移転します。
- ・耐震貯水槽等の防災機能は維持します。



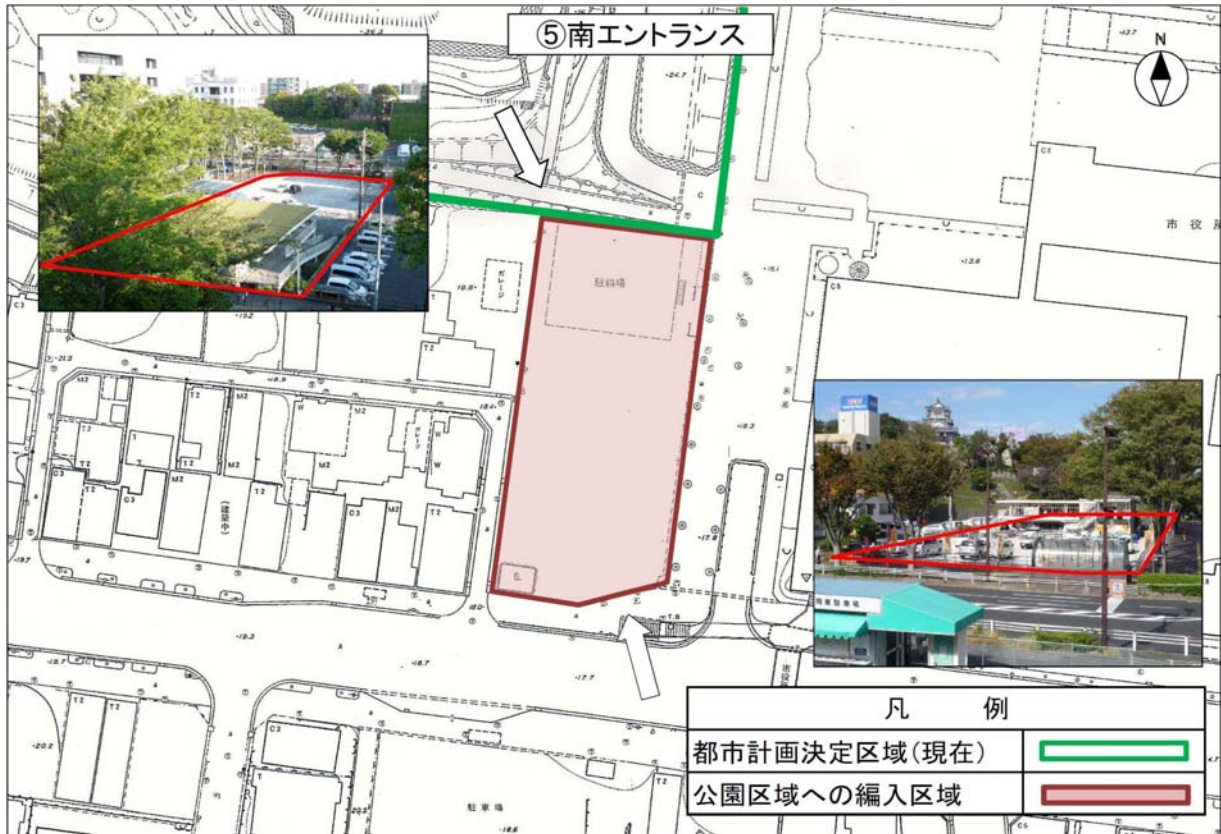
- ・小中一貫校化に伴い調整が必要になった区域を公園区域から削除します。



- 公園利用者よりも通勤・通学者等の一般利用者が多くなった園路を公園区域から削除します。

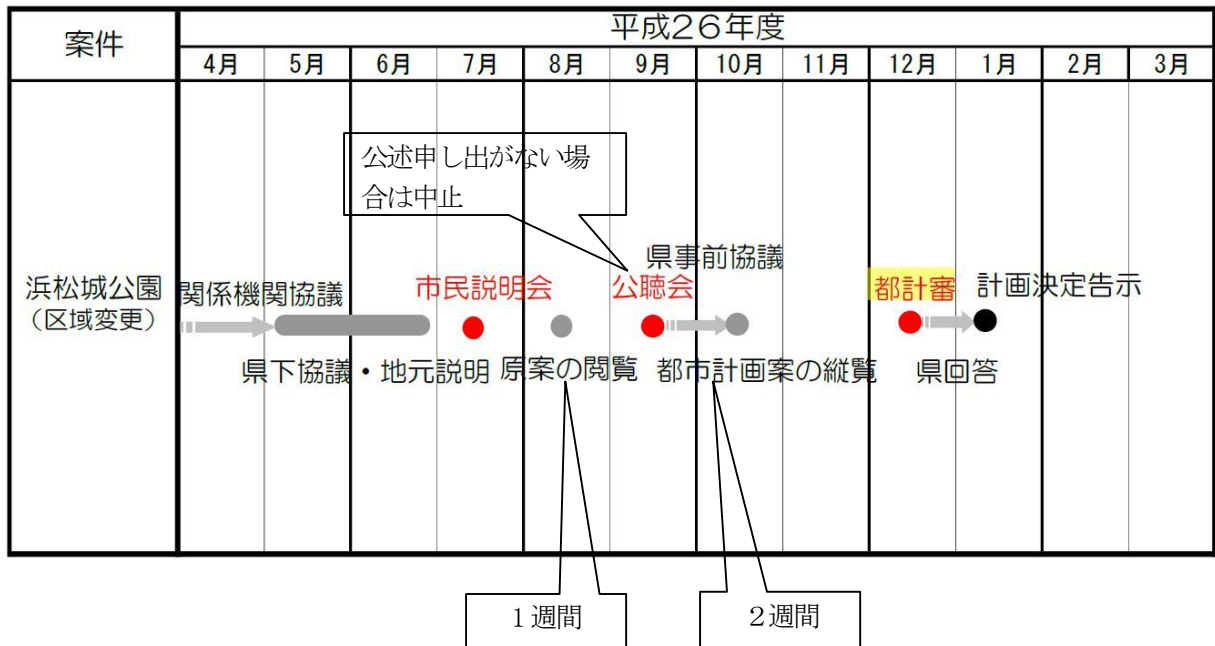


- 浜松城公園の歴史的魅力の向上と利用促進を図るため、隣接区域を編入します。
- 浜松城公園へのエントランス（東口）として整備を予定。



- ・浜松城公園の歴史的魅力の向上と利用促進を図るため、隣接区域を編入します。
- ・浜松城公園へのエントランス（南口）として整備を予定。

2.都市計画決定（変更）のスケジュール



■市民説明会について

日時：平成26年7月18日（金）午後7時から

会場：市役所101会議室（北館1階）当日直接会場へ

趣旨：都市計画変更に関する都市計画原案について、皆さんの意見を反映し、より良い計画にするため。

※出席者に住所・氏名は求めない（出席者の人数のみ把握）

■市民への周知方法

- ・ 広報はままつに掲載
市民説明会のお知らせ（7月5日号）
原案の閲覧・公聴会のお知らせ（8月5日号）
都市計画案縦覧のお知らせ（10月5日号）
- ・ 市ホームページに掲載
- ・ 地元自治会へ説明会案内を配布（回覧） ※市民説明会のみ

よくある質問にお答えします



Q1 『子ども・子育て支援新制度』は、いつからスタートするのですか？

A1 平成27年度に本格的なスタートを始めています。

『子ども・子育て支援新制度』の実施にあたっては、消費税率引き上げによる財源が約7,000億円充てられます。平成25年度に国に設置される『子ども・子育て会議』で、より具体的な検討を進め、消費税率の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに新制度による支援が本格的にスタートする予定です。



消費税率10%に



Q2 新制度での認定子ども園や幼稚園、保育所などの利用方法を教えてください。

A2 まず、お住まいになっている市町村にご相談ください。

教育・保育を受けようとする子どもの保護者の方は、市町村から保育の必要性等の認定を受けることになります。利用者の方には、認定に応じ、希望する施設を選択していただくこととなります。

また、利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて市町村による利用の調整や施設のあっせんなど、市町村が受けられます(なお、保育の利用に当たっては市町村に申し込み後、市町村が調整する仕組みになっています)。



Q3 利用者の負担(利用料)はどうなりますか？

A3 所得に応じた負担(応能負担)が基本となります。

利用者の負担額は、所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国の基準をベースに地域の実情に応じて市町村が設定します。ただし、施設は一定の要件のもとで、市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能です。



Q4 子育てのさまざまなニーズに応じた支援が必要だと思いますが…

A4 新しい制度では、多様な事業に対して財政支援を行い、子育て支援を充実させていきます。

急な仕事や病気、兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」や、「病児保育」、「放課後児童クラブ」などの事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけ、国が財政支援を行います。

この「地域子ども・子育て支援事業」には、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援が含まれます。

お問い合わせ先

◎内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel:03-5253-2111 (代表)

◎詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

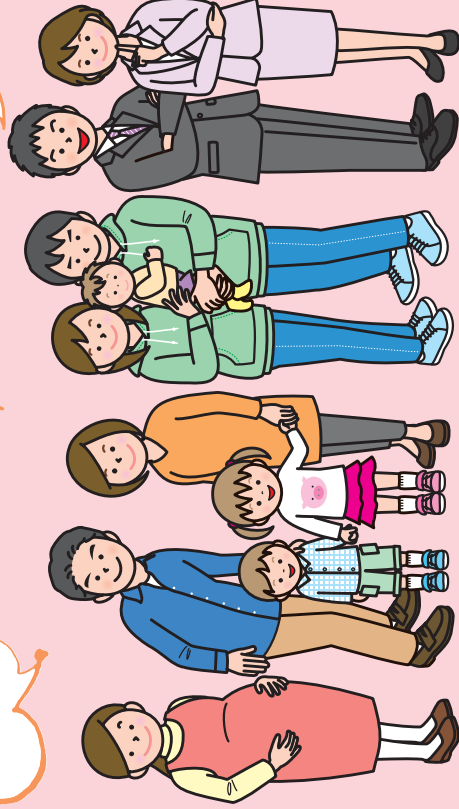
おしえて!

子ども・子育て支援新制度

何がよくなるの？

いつから利用できるの？

どんな支援を受けられるの？



「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子育てをめぐる課題の解決をめざします



課題
1

親の働き、状況の違いにかかわらず、**質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられること**が望まれてきました。



課題
2

核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、**家庭や地域での子育て**が低下していると言われています。



課題
3

都市部を中心に保育所に入れない**待機児童**が存在します。一方、子どもの減少で、**近くに保育の場**がなくなっている地域もあります。

こうした課題の解決に向けて、『子ども・子育て支援新制度』では、次の取り組みを進めます。

課題
1

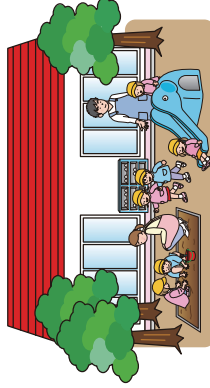
質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進めます。

【認定こども園】の主なメリットは？

- 【認定こども園】は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就業状況が変化しても、継続して利用できます。
- 【認定こども園】に通っていない子どもの家庭も含め、【子育て相談】、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けられます。



課題
2

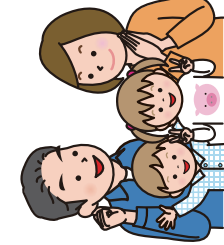
子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます

地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化します。

支援の例は？

- 親子が交流できる拠点の設置数増加
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）



子ども・子育て支援新制度の財源は？

消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を確保します。さらに、その他の財源も含め合計1兆円超の財源確保をめざします。

取り組みを進めるのは誰？

子ども・子育て支援の取り組みは、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を計画的に進めます。

課題
3-1

待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします

市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

※保育所は、必要な基準を満たした上で、利用定員20人以上の子どもを保育する施設を指します。

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育への財政支援（地域型保育給付）を新たに行うことで、多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やします。

課題
3-2

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します

身近な地域での保育機能を確認します。

子どもが減少している地域では、保育所の統廃合などで、多くの施設を利用したり、利用を断念したりしている実態があります。この改善のため、地域型保育給付（課題3-1参照）により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確認します。

地域の多様な保育ニーズに対応します。

地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応します。

